

京都市水処理総合計画 2022(仮称)策定に係る 有識者会議設置要領

(設置)

第1条 京都市において策定する「京都市水処理総合計画 2022(仮称)」(以下「計画」という。)について有識者(学識経験者)の意見を聴取するため、計画に係る有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(委員の役割)

第2条 有識者会議の委員は、計画策定に当たり、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 市町村における汚水処理施設の概成に向けた整備計画に関すること。
- (2) 中長期的な視点に立った持続可能な汚水処理事業の運営管理に関すること。
- (3) 災害への備えや脱炭素化など、新たな課題への対応状況の点検・評価、および現時点の課題を踏まえた今後の方向性に関すること。
- (4) その他計画の策定に当たり必要と認められる事項

(委員)

第3条 有識者会議の委員は、学識経験を有する者5名以内とする。

- 2 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。
- 3 委員長は、互選により選出する。
- 4 委員長は、有識者会議の議事を運営する。

(会議)

第4条 有識者会議は、知事が招集する。

(委員以外の者の出席)

第5条 知事は、必要があると認めるときは、有識者会議に専門的事項に関し学識経験を有する者その他の関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、有識者会議で知り得た情報を公表してはならない。ただし、府又は有識者会議が公表した情報については、この限りではない。

(会議の非公開等)

第7条 有識者会議については、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

2 汚水処理施設を所管する部の職員は会議に同席し、資料作成、事業説明等を担当する。

3 職員その他有識者会議の場に出席した者は、会議で知り得た情報を公表してはならない。ただし、府又は有識者会議が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要領は、令和4年6月22日から施行する。